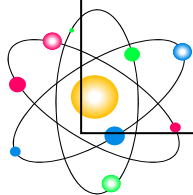




住信 年金情報

PENSION NEWS

(平成21年7月27日)



年金信託部

【確定給付企業年金】 財政運営における弾力化措置

平成21年7月27日付けで標記に係る省令が改正されておりますのでご案内します。

確定給付企業年金法施行規則（省令）

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news//090727pnpasdmhlw.pdf>

なお、5月29日のPENSION NEWS(※)にてご連絡のとおり、本改正に先立ちパブリックコメント手続きが行われておりました。

(※) <http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news//090529pnpasdsm.pdf>

また、上記の省令改正にあわせて通知も改正される予定ですが、通知の発出は近日中に行われる予定とのことです。

1. 改正の趣旨

平成21年3月末決算における運用結果の悪化を踏まえ、平成21年3月末以降の財政運営に弾力化措置が講じられるものです。

2. 具体的な内容

上記(※)のご連絡の内容と概ね同様です。今回明確化された内容に下線を付しております。また、いずれの措置も、決算報告書提出期限までに必要となる対応ではありません。

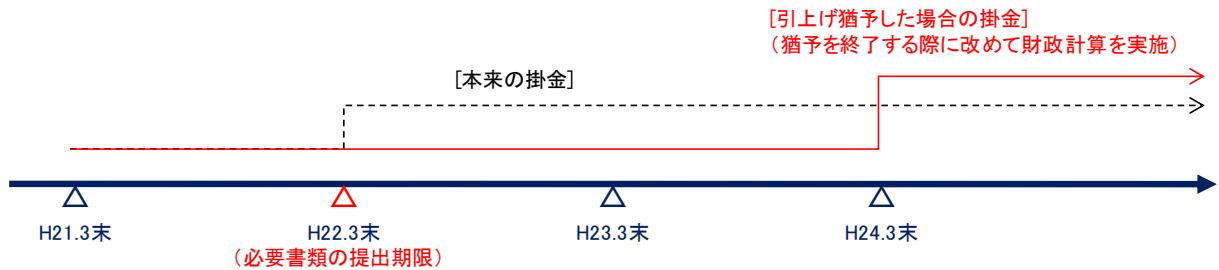
(1) 掛金引上げの猶予

平成21年3月末以降の決算に基づく財政検証で継続基準に抵触した場合や、財政再計算、変更計算により平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に掛金の引上げが必要となったD Bにおいて、実施事業所の経営状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合は、掛金の引上げの全部または一部を猶予することができます。

<留意事項>

- 標準掛金、特別掛金、非継続基準抵触に伴う特例掛金が猶予の対象となります。

- ・ 掛金引上げの全部を猶予する場合、当該掛金の引上げを行うこととなっていた日までに以下の必要書類を地方厚生(支)局宛てに届け出る必要があるものとされる見込みです。
(一部猶予の場合は、規約変更の承認(認可)申請または届出期限までに提出)
- 再計算報告書の写し
- 実施事業所の経営状況が悪化して事業主が掛金を拠出することが困難であることを示した書類(当該書類は近日発出予定の通知で明らかにされる見込みで、示された様式に基づき作成していただくこととなります。)

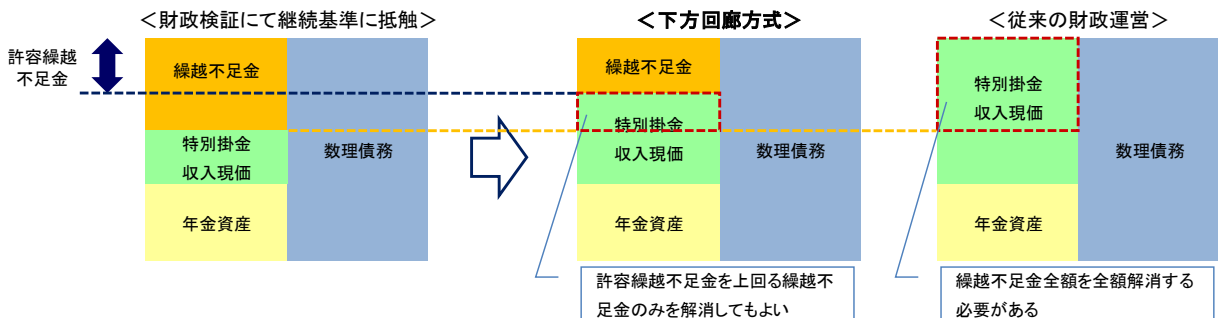


(2) 下方回廊方式の導入

平成21年3月末から平成24年3月末までを事業年度末とする決算において継続基準の財政検証に抵触した場合、これまでは繰越不足金を全額解消する必要がありましたが、下方回廊方式の導入により繰越不足金のうち許容繰越不足金を上回る額のみを解消することが可能(許容繰越不足金の全部または一部を控除した繰越不足金のみを解消することが可能)となります。

<留意事項>

- ・ 上記以外の財政再計算(定例再計算や給付設計の変更に伴う再計算など)においては、下方回廊方式は適用できず、繰越不足金を全額解消する必要があります。
(二重線部分は、パブリックコメント手続きにおける内容と異なります)
- ・ 給付区分ごとに特別掛金を設定する場合は、許容繰越不足金を合理的に配分するものとされる見込みです。



3. 施行期日

平成21年7月27日